

新型コロナウイルス感染症に対する家計への給付支援について

新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態宣言のもと、人々が連帯して一致団結し、感染拡大防止に取り組むため、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への給付金による支援を行います

給付金の概要 (予定)

対象者

令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方

※ 世帯主が代表して申請し、給付金を受け取ります。

給付額

1人あたり100,000円

(申請書提出後、払込予定日を記載した決定通知書を郵送します)

! 本給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送やオンラインによる申請を原則としています。自分自身と大切な方の命を守るためにも、できる限り郵送もしくはオンラインによる申請にご協力をお願いします。

5月15日頃

郵送で世帯主宛てに給付金の申請書が届く

申請方法

① 郵送申請

申請書に必要事項を記載し、本人確認書類、払込先口座がわかる書類を添付の上、ご返信ください。

② オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル上の申請画面から手続きが可能です。

必要書類

- ・ 特別定額給付金の申請書
- ・ 運転免許証等の写しなどの、本人確認書類
- ・ 振込先金融機関、口座番号、名義人のわかる通帳やキャッシュカードの写し

※ 必要な添付書類のコピーは地区公民館に設置されたコピー機を利用できます

※ やむを得ない理由により、上記の方法による申請が困難な場合については、下記問い合わせ先までご連絡ください

申請確認後

申請内容・添付書類を確認し、指定口座へ特別定額給付金を給付。

特別定額給付金の申請・給付スケジュール (予定)

5月8日頃

「マイナポータル」上でのオンライン申請受付開始

5月15日頃

世帯主へ郵送申請用の給付金申請書発送

5月20日以降

指定口座へ給付開始(以後の給付は順次実施)

※ スケジュールは現時点での予定であり、今後変更となる場合があります。

! 新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少や休業を強いられるなど、生活維持のためにやむを得ない事情がある場合は、給付の時期など個別に対応させていただきます。下記問い合わせ先までご連絡ください。